

県民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで経験したことのない状況に置かれ、今後の生活に対する不安や孤独などつらい気持ちを抱えておられる方も多いと思います。

また、本県においても、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見などが発生し、御自身や御家族の感染等によりいわれのない誹謗中傷にさらされ、傷ついた方もいらっしゃると思います。

どうか、お一人で悩みを抱え込まないでください。御家族や御友人などの身近な方へ相談してください。もし、相談できる人が周りにいなかったり、相談しにくいと思われるときは、

生活でお困りの方は

「新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策の
ワンストップ相談窓口」へ…………… TEL.077-525-5670
(土日・祝日を除く 9:00~17:00)



眠れない、生きていることがつらい、しんどいという方は

「自殺予防相談電話」…………… TEL.077-566-4326
(年末年始を除く 9:00~21:00)
「滋賀いのちの電話」…………… TEL.077-553-7387
(金~日 10:00~22:00)



差別や誹謗中傷などの人権侵害を受けた方は

「新型コロナ人権相談ほっとライン」… TEL.077-523-7700
(月・火・水・金 ※祝日・年末年始等を除く
10:00~12:00、13:00~16:00)



などに、つらい気持ちを伝えてください。

あなたは 一人ではありません。

私たちはあなたのことをとても大切に思っています。どうか、あなたのお気持ちを聴かせてください。

滋賀県知事 三日月大造



発熱など風邪のような症状があり
医療機関を受診する際のお願い

インフル
流行期
感染拡大防止

受診前 まず電話で ご相談を！

風邪？
インフル？
新型コロナ？



※FAX・E-mailについては、裏面をご覧ください。

直接医療機関に行くと、感染を拡大させる恐れがあります

空気が乾燥し、寒くなるこれからの季節は、風邪やインフルエンザが流行しやすくなります。新型コロナウイルス感染症の初期症状は、風邪やインフルエンザなど、他の疾病と見分けにくいことから、受診前には、必ず電話で相談してください。

詳細は裏面をご覧ください》

電話相談

かかりつけ医など
身近な医療機関

診療できない場合、診療できる医療機関を案内



受診や
必要な検査



受診や相談先
に迷う場合

受診・相談センター

案内

登録！

フォロー！

いいね！

県公式ライン

県公式ツイッター

県公式フェイスブック

県公式ホームページ

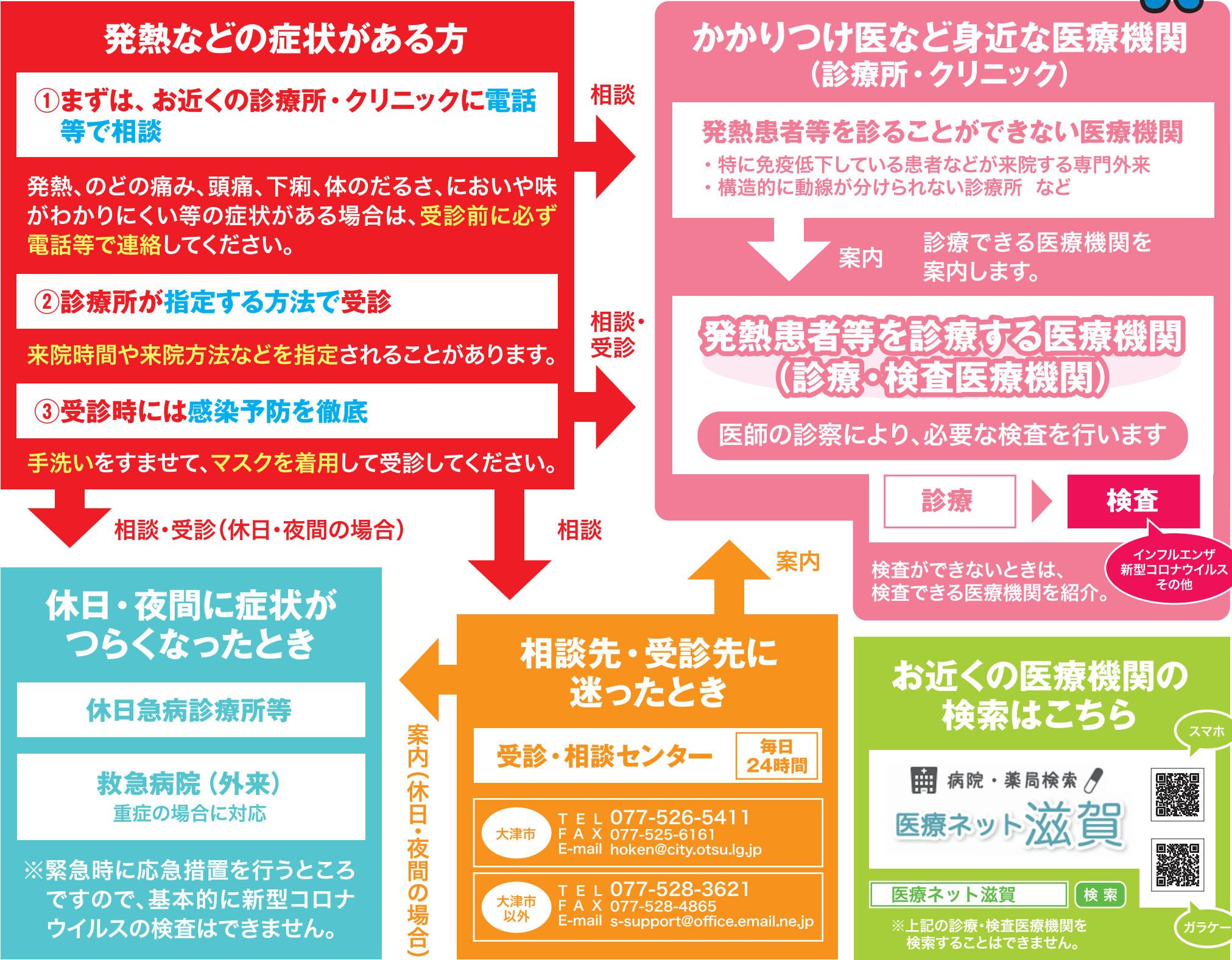
COVID-19 対策サイト



最新の県内の感染症情報が届きます。ぜひご登録をお願いします。

発熱などの症状がある場合の相談・受診について

発熱などの症状がある場合、受診する前に身近な医療機関へまずは電話等で連絡してください。



症状はないが、心配な方 （予防方法などの相談）

一般電話相談窓口

大津市 TEL 077-522-7228 平日 9:00～17:00
FAX 077-525-6161
E-mail hoken@city.otsu.lg.jp

大津市以外 TEL 077-528-3637 毎日 8:30～17:15
FAX 077-528-4865
E-mail corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止



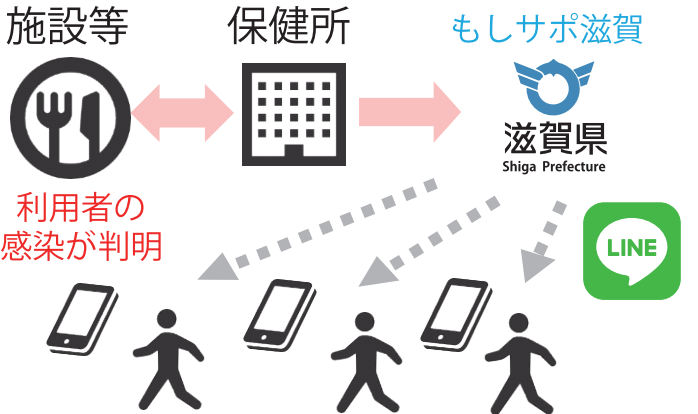
県内の施設等を利用する際に、利用者自身に利用歴を登録していただき、感染のおそれが高い場合にお知らせするシステムです。

1 利用施設などで QR を読み取り



2 感染のおそれがある場合にお知らせ

同じ施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合には、対象者にLINEでメッセージをお知らせします。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。